

# 平成29年第2回市議会定例会（6月） 建設常任委員会審査報告

平成29年 6月14日  
委員長 渡 部 聖 一

建設常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、専決処分報告4件、条例関係1件、補正予算5件、契約関係1件、その他2件の計13件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、専決処分報告についてであります。年度末において精査、確定した歳入、歳出各項目の補正が主なものであります。

報告第8号「平成28年度一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告」であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款、15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。

初めに歳入であります。

13款使用料及び手数料では、法定外公共物使用料の減額及び道路占用料などの追加であります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金の減額及び県道除雪委託金の追加であります。

20款諸収入では、車両事故に伴う自動車損害保険収入などの追加であります。

21款市債では、各事業債の減額が主なものであります。

次に歳出であります。

各特別会計への繰出金の減額のほか、4款衛生費において、2項清掃費では、浄化槽設置事業費の減額であります。

また、8款土木費において、1項土木管理費では、土木管理事務費の減額であります。

2項道路橋梁費では、道路維持事業費などの減額が主なものであり、3項河川費では、河川環境整備費の減額及び河川総務費の財源更正であります。

5項都市計画費では、街路事業費及び公園管理費の減額が主なものであります。

6項住宅費では、公営住宅管理費並びに住宅リフォーム助成事業費の

減額及び住宅建設費の財源更正であります。

1 1 款災害復旧費において、2 項公共土木施設災害復旧費では、工事請負費の減額であります。

次に、報告第 1 2 号「平成 2 8 年度下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告」であります。

歳入では、一般会計繰入金及び市債の減額であります。

歳出では、一般管理費の財源更正のほか、処理施設維持管理費、公債費の減額が主なものであります。

歳入歳出それぞれ、2 5 7 3 万円を減額し、補正後の予算総額を、3 0 億 3 7 9 5 万 4 千円にしたものであります。

また、地方債補正では、公共下水道事業の起債限度額を減額変更したものであります。

次に、報告第 1 3 号「平成 2 8 年度集落排水事業特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告」であります。

歳入では、一般会計繰入金の減額及び道路工事関連補償に係る雑入の追加であります。

歳出では、処理施設維持管理費、公債費の減額であります。

歳入歳出それぞれ、9 5 1 万 5 千円を減額し、補正後の予算総額を、2 2 億 2 4 0 2 万 7 千円にしたものであります。

次に、報告第 1 4 号「平成 2 8 年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告」であります。

歳入では、一般会計繰入金の減額及び基金繰入金の追加が主なものであります。

歳出では、施設管理費及び公債費の減額が主なものであります。

歳入歳出それぞれ、1 0 8 9 万 8 千円を減額し、補正後の予算総額を、1 8 億 4 0 4 3 万 4 千円にしたものであります。

また、地方債補正では、簡易水道事業の起債限度額を減額変更したものであります。

以上、4 件の補正予算に係る専決処分につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 1 1 0 号「市営住宅設置条例の一部を改正する条例案」についてであります。これは、松涛団地、山寺団地、観音下団地、天鷲団地及び愛宕西団地の空き家、計 1 4 戸を用途廃止することに伴い、施行日を公布の日として、条例の一部を改正しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第 1 1 5 号「市道路線の廃止について」及び議案第 1 1 6 号「市道路線の認定について」であります。これは、本荘地域の尾花沢 6 号線において、位置指定道路の寄付受納に伴う路線の見直しにより、1 路線を廃止、1 路線を認定、南ノ股本線においては、併用林道協

定の更新に伴う市道終点の見直しにより、1路線を廃止、1路線を認定、また、本荘地域の一番堰27号線については、開発行為に伴い、新たに設置された1路線について、認定しようとするものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

このたびの補正予算は、職員の定期人事異動に伴う人件費の補正が主なものでありますが、人件費以外の主な内容についてご報告申し上げます。

議案第118号「一般会計補正予算（第4号）」についてであります。が、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款、20款、歳出では4款、6款、8款、11款及び債務負担行為であります。

初めに、歳入であります。が、13款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金を追加、20款市債では、簡易給水施設整備事業債の減額及び防犯灯整備事業債の追加が主なものであります。

次に、歳出であります。が、各特別会計への繰出金の追加及び減額のほか、4款衛生費においては、3項水道費で、小規模水道等事業費の減額であります。

また、8款土木費においては、2項道路橋梁費で、街路灯管理整備事業費及び住民要望等による道路維持事業費などの追加であります。

5項都市計画費では、公園管理費を、6項住宅費では、公営住宅改修事業費の追加であります。

また、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、岩城インターチェンジ裏の法定外道路法面が崩落していることから、復旧に向けた調査と安全確保に必要な経費のほか、融雪災害による公共土木施設の災害復旧費の追加であります。

また、債務負担行為では、矢島地域の大型ロータリー除雪機賃借料について、期間を平成30年度から39年度まで、限度額を5863万8千円として設定しようとするものであります。

次に、議案第123号「下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

歳入では、下水道費国庫補助金、一般会計繰入金及び市債の減額であります。

歳出では、処理施設維持管理費の追加及び公共下水道事業費並びに特定環境保全公共下水道事業費の減額であります。

歳入歳出それぞれ、2億1179万4千円を減額し、補正後の予算総額を、29億7195万3千円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第124号「集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

であります。

歳入では、国庫補助金において、予算の組み替え補正をするとともに、一般会計繰入金及び市債を追加しようとするものであります。

歳出では、処理施設維持管理費の追加のほか、農業集落排水事業費における予算の組み替え補正であります。

歳入歳出それぞれ、2697万円を追加し、補正後の予算総額を、23億1087万3千円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第125号「水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

収益的収入では、水道事業収益の予定額を64万2千円追加し、総額を27億7329万9千円に、収益的支出では、水道事業費用の予定額を2383万1千円減額し、総額を25億2577万1千円にしようとするものであります。

資本的支出では、大内地域の新沢大橋添架配水管工事事業費など、予定額を1900万円追加し、総額を18億4026万9千円にしようとするものであります。

次に、議案第126号「ガス事業会計補正予算（第1号）」であります。

収益的収入では、ガス事業収益の予定額を12万円追加し、総額を11億9659万円に、収益的支出では、ガス事業費用の予定額を202万円減額し、総額を10億3381万9千円にしようとするものであります。

資本的支出では、予定額を32万5千円追加し、総額を5億2553万3千円にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました5件の各会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、契約締結の案件であります。

議案第127号「物品（除雪ドーザ）購入契約の締結について」であります。大内地域に配備する除雪ドーザの購入について、指名競争入札の結果、1828万4400円でコマツ秋田株式会社由利支店との契約締結に当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。